



2太税第166号
令和2年8月6日

太宰府市税制審議会会長様

太宰府市長 楠田大



太宰府市税制審議会規則第2条の規定により、歴史と文化の環境税に関し、次の事項について諮詢します。

諮詢事項

太宰府市歴史と文化の環境税条例附則第2項の適用期間に関して、太宰府市歴史と文化の環境税条例施行後における条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、同税がとるべき必要な措置について